

東浦町都市公園における自動販売機設置の入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園における自動販売機の設置について、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、東浦町都市公園条例（昭和57年東浦町条例第24号。以下「条例」という。）及びこれらの関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置者の選定等)

第2条 都市公園における自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）の選定は、原則として、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により選定するものとする。

2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(最低落札予定価格)

第3条 入札に係る最低落札予定価格は、別に定める基準により算定した額とする。

(設置の方法、期間等)

第4条 設置者は、自動販売機の設置までに法及び条例の規定に基づく公園施設の設置の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

2 自動販売機の設置期間は、5年以内とし、設置期間の更新は、行わないものとする。

3 自動販売機の設置に際し、前項の設置期間について周知を図るため、入札公告時に、都市公園における自動販売機の設置に関する契約についての注意事項（様式第1）を配付するものとする。

4 契約書は、都市公園における自動販売機の設置に関する契約書（様式第2）を例として所要の契約書を作成するものとする。

(設置の面積)

第5条 自動販売機の設置に係る面積は、都市公園の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(使用料の算定)

第6条 使用料は、落札価格（建物又は土地で消費税及び地方消費税の対象となる場合には、入札書に記載された金額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））に電気料金又は水道料金の実費相当額を加算した額とする。

2 光熱費の実費相当額は、設置者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより算定するものとする。

3 水道水を使用する場合の水道使用料の実費相当額は、設置者においてあらかじめ給水管に設置した専用メーターにより算定するものとする。

(実地調査等)

第7条 町長は、自動販売機の設置期間中において、定期又は随時に実地調査を実施し、設置者の設置許可に係る条件の履行状況について確認するとともに、設置者から自動販売機の売上状況について報告させるものとする。

(原状変更及び権利の転貸等の禁止)

第8条 設置者が、自動販売機の設置場所の原状を変更することは、認めないものとする。

2 設置許可の権利を第三者に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供することは、認めないものとする。

(契約の義務違反に対する措置)

第9条 町長は、設置の契約に定める義務の違反を確認した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 設置許可の期間中に指定用途以外の用途に供した場合 次に掲げる措置

ア 使用料の1年分に相当する額（以下「使用料年額」という。）の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは設置許可を取り消す旨を相手方に通知する。

イ アの規定による通知後、相当期間内に指定用途に供しない場合は、設置許可を取り消すとともに自動販売機の撤去及び原状復旧を求めるものとする。

(2) 設置許可の権利を第三者に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供した場合 次に掲げる措置

ア 使用料年額の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めてその取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、設置許可を取り消す旨を相手方に通知するものとする。

イ アの規定による通知後、相当期間内に取消しの措置を取らない場合は、設置許可を取り消すとともに自動販売機の撤去及び原状復旧を求めるものとする。

(3) 実地調査及び報告の拒否等をした場合 直ちに是正を求め、是正に応じない場合は、使用料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

(適用除外)

第10条 次の事由に該当するものについては、入札によることなく設置の許可をすることができるものとする。

(1) 公園施設内に食堂、売店等を設置する場合で、自動販売機と一体的な管理及び運営をすべきものと判断されるもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定により福祉関係団体が設置に努めるよう位置づけられているもの

(3) 施設の管理を指定管理者その他外郭団体をして行わせる場合で、その得られる収入が、管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されるもの

(4) 施設の用途廃止を5年以内に予定しているもの

(5) 極めて短期的な設置であるなど入札に付することが困難と判断されるもの

(6) 町長が必要と認めるもの

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、都市公園における自動販売機の設置に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の東浦町都市公園における自動販売機設置の入札に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた契約に係る使用について適用し、施行日前に行われた契約に係る使用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

都市公園における自動販売機の設置に関する契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記物件の設置は、期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに自動販売機の設置場所を明け渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな設置契約が町と同じ者との間で締結される場合を除く。）

なお、設置許可は、設置までに受ける必要があります。

記

1 入札日 年 月 日

2 設置物件名

物件番号	都市公園名称	設置場所	設置台数	設置面積	設置期間
				m ²	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2（第4条関係）

都市公園における自動販売機の設置に関する契約書

東浦町(以下「賃貸人」という。)と (以下「賃借人」という。)とは、次の条項により都市公園における自動販売機の設置に関して契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 賃貸人、賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(設置物件)

第2条 設置物件は、次のとおりとする。

物件番号	都市公園名称	設置場所	設置台数	設置面積
				m ²

(用途の指定)

第3条 賃借人は、設置物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 賃借人は、設置物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(設置期間)

第4条 設置期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(設置許可等)

第5条 賃借人は、第2条に掲げる設置物件に自動販売機を設置するに当たり、あらかじめ都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定に基づく、公園施設の設置の許可を受けなければならない。

2 前条に定める設置期間の満了時において、本契約の更新又は設置期間の延長は行わないものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、次のとおりとする。

金<落札価格>円（建物又は土地で消費税及び地方消費税の対象となる場合には、入札書に記載された金額に、当該金額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））に電気料金又は水道料金の実費相当額を加算した額。

(使用料の支払)

第7条 賃借人は、前条に定める使用料を、賃貸人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 使用料のうち、落札価格は次に掲げるとおり支払うものとする。

年度	使用料のうち落札価格	納入期限
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日

3 使用料のうち、電気料金又は水道料金の実費相当額は、月締めとし当月分を翌月に支払うものとする。

(専用メーターの設置)

第8条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に水道水を使用する場合は、水道水の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、免除する。

(瑕疵担保)

第10条 賃借人は、この契約締結後、設置物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、使用料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第11条 賃借人は、設置物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 賃借人は、設置物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第12条 賃借人は、設置物件の維持補修の責を負わない。

2 設置物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 賃借人は、設置物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第14条 賃借人は、設置物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、賃借人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 貸貸人は、賃借人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、賃借人に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 賃借人は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第15条 賃借人は、第4条(設置期間)に定める設置期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、貸貸人に支払わなければならない。

(1) 第3条(用途の指定)及び第13条(権利譲渡等の禁止)に定める義務に違反した場合は、違反した年度の使用料年額に相当する金額の3倍の金額とする。

(2) 第14条(実地調査等)に定める義務に違反した場合は、違反した年度の使用料年額に相当する金額とする。

2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第16条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため設置物件を必要とするとき。

(3) 賃借人の事業の存続が困難であると貸貸人が認めたとき。

(4) 賃借人に、社会的に著しく信用を欠く行為があったと貸貸人が認めたとき。

(5) 設置物件及び設置物件が所在する都市公園としての用途又は目的を賃借人が妨げると認めたとき。

(6) 前各号に準ずる事由により、貸貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 前項各号の規定により本契約が解除された場合、賃借人はこれによって生じる損失の補償及び損害の賠償を貸貸人に求めることはできない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第17条 貸貸人は、賃借人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため賃借人に損害が生じても、貸貸人は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 賃借人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

2 賃借人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（原状回復）

第19条 賃借人は、第4条に定める設置期間が満了したとき、又は前3条の規定により契約が解除されたときは、賃貸人が指定する日までに設置物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（使用料の返還）

第20条 賃貸人は、第16条第2号の規定（国等において、公用又は公共用に供するため設置物件を必要とするとき）により、この契約が解除されたときは、既納の使用料のうち、賃借人が設置物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の使用料を日割計算により返還する。

（損害賠償）

第21条 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第22条 賃借人は、設置期間が満了したとき又は第16条（契約の解除）から第18条（暴力団等排除に係る解除）までの規定により契約が解除されたときにおいて、設置物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

ただし、第16条第2号の場合においては、この限りではない。

（契約の費用）

第23条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

（疑義等の決定）

第24条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人及び賃借人協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第25条 この契約に関する訴の管轄は、東浦町を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃貸人、賃借人それぞれ1通を保管する。

年 月 日

賃貸人 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町
代表者 東浦町長 印

賃借人 住 所
氏 名

名称及び
代表者氏名

印